

徳島県希少野生生物保護区について（指定期日平成20年9月18日）

希少野生生物保護区の指定

1 指定の内容（エリアは別添地図参照）

保護区の名称	所 在 地	土地所有者	面 積
旭ヶ丸保護区	名東郡佐那河内村上字奥川股 勝浦郡上勝町大字正木字西槻地	徳島県	52ha

希少野生生物等	指 定 理 由
ミスミソウ イワザクラ フキヤミツバ カタクリ コフウロ トクシマコバイモ	指定予定保護区内には希少野生生物とその群落が存在し、これら植物の生育場所としては非常に良好な環境にあるが、踏圧や園芸を目的とした採取圧等により群落や個体数が減少しており、特に保護を図る必要がある。

旭ヶ丸希少野生生物保護区 位置図



指定の区域の保護に関する指針（旭ヶ丸希少野生生物保護区）

希少野生生物の保護の基本は、その生息又は生育地における個体群の安定した存続を保証することであり、多種の希少野生生物が集中している区域の保護は、生物の多様性の保全において重要であることから、次の内容を当該保護区の保護に関する指針とする。

1 希少野生生物保護群の生育のために確保すべき条件

当該保護区は、希少野生生物群及びこれらの群落が存在し、希少野生生物群の生育地として非常に良好な環境にある。この良好な生育環境を引き続き保つためには、適度な間伐により必要な日照を確保し、共存する植物、地形、地質等希少野生生物群を取り巻く生態系全体を良好な状態に維持する必要がある。そのために、生育状況等に関する調査を継続的に行い、憂慮すべき変化が見られた場合には、必要に応じ対策を講じる。

2 希少野生生物群の維持のための環境管理の指針

当該保護区の良好な環境を保つため、事業者及び県民等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、当該保護区の環境の保全に努めるとともに、各種行為が生育環境に著しい影響を及ぼすことがないよう配慮することとし、（一）から（三）までに定めるところに従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

①希少野生生物群の採取等

当該保護区内において、希少野生生物群の生きている個体は、採取又は損傷をしてはならない。ただし、学術研究及び当該保護区の維持のための行為に伴って採取又は損傷する場合は、この限りでない。

②工作物の設置等

当該保護区内において、工作物の設置及び土地の形質の変更は、行わないこと。ただし、当該保護区の維持のための行為及び生活環境保全林としての通常の管理行為に係るものについては、この限りでない。

③鉱物の採掘等

当該保護区内において、鉱物の採掘、土砂の採取、木竹の伐採、火入れ及びたき火は、行わないこと。ただし、希少野生生物群の保護のための行為及び生活環境保全林としての通常の管理行為に係るものについては、この限りではない。

3 留意事項

条例第二十一条第一項の許可を受けた行為及び同条第六項各号に規定する行為を行うに当たっては、希少野生生物群の生育状況に十分配慮し、当該行為による希少野生生物群への影響を最小限に抑えるように努めること。

4 普及啓発の推進

各種観察会等により、事業者及び県民等の希少野生生物の保護に関する理解の向上及び積極的な保護活動への参加を推進するものとする。

5 立入制限区

当該保護区の区域内において立入制限区は、指定しない。

6 緩衝地区

当該保護区の周辺の地域において緩衝地区は、指定しない。